

## 愛西市制施行20周年記念冠事業取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、愛西市(以下「市」という。)が令和7年4月1日に市制施行20周年を迎えることを記念し、市全体で市制施行20周年を祝う機運を高めることを目的として令和7年度中に実施する記念事業等に、市制施行20周年記念ロゴマーク、キャッチフレーズ及び冠名称(以下「ロゴマーク等」という。)を使用する際の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、「愛西市制施行20周年記念冠事業」(以下「冠事業」という。)とは、愛西市制施行20周年記念事業である旨を第7条に規定する事業(市が自ら行うものを除く。)をいう。

### (冠の名称)

第3条 使用できる冠の名称は、「愛西市制20周年記念」及び「愛西市制20周年記念事業」とする。

### (冠事業の承認)

第4条 冠事業を実施しようとする者は、第8条の規定により、市の承認を受けなければならない。

### (ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用)

第5条 前条の承認を受けた事業は、愛西市制施行20周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズを使用することができる。

### (著作権)

第6条 ロゴマーク等の著作権は、市に属する。

### (対象事業)

第7条 冠付けの対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、その目的及び内容が第1条に規定する趣旨に即したものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象事業としない。

- (1) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (2) 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 青少年の健全な育成にとって有害な目的に利用されるおそれがあると認められる場合
- (5) 市が特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤認を与え、若しくは与えるおそれがあると認められる場合
- (6) ロゴマーク等の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) その他、市長が不相当と認めた場合

### (承認手続)

第8条 冠事業の承認を受けようとする者は、愛西市制施行20周年記念冠事業承認申請書(別記第1号様式)により、市に申請しなければならない。

2 市は、前項の規定による申請を受け、冠事業の可否を決定したときは、愛西市制施行20周年記念冠事業承認(不承認)通知書(別記第2号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 市は、冠事業の承認に当たり、必要な条件を付することができる。

### (承認内容の変更)

第9条 冠事業の承認を受けた者が、当該冠事業の内容を変更し、又は冠事業を中止しようとするときは、直ちに市に報告し、その指示に従わなければならない。  
(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、冠事業の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年2月3日から施行する。

(失効)

2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。